

## 公告

定款及び役員選任規約に基づき、役員を選任を下記の通り実施しますので公告します。

## 記

1. 役員候補者は「役員推薦委員会」の推薦を受け、総代会で「役員選任議案」として議決されて役員に就任する。役員候補者は「全体区分」と「地域区分」で定数に基づき推薦される。「地域区分」では地域区分理事候補者の推薦に先立ち、公告し、区域別役員推薦委員会の推薦を受けることを希望する組合員からの申し出を求めるものとする。
  0. 役員選任を行う日 : 2026年6月25日(木)開催予定の第59回通常総代会
  1. 選任する役員の数 : 理事36名、監事5名
  2. 申出期限 : 3月30日(月)～5月31日(日)
  3. 受付方法 : 理事会(組合本部)への申出
2. 役員任期 2年
3. 申し出のできる組合員 : 2026年3月31日から継続して組合員名簿に登録されている者
4. 役員選任区分と全体区及び地域区定数  
別紙の選任区分と定数による。
5. 総代会に提案する役員選任議案決定
  0. 全体区分役員推薦委員会は全体区分の理事及び監事候補者を理事会が定めた定数において推薦すべき候補者を決定する。
  1. 地域区分役員推薦委員会は地域区分の理事候補者を申し出た組合員の中から理事会が定めた定数において推薦すべき候補者を選考し理事長に報告する。
  2. 理事会は提案された役員選任議案について法令、定款、規約に違反する場合を除き総代会に提案することを決定しなければならない。
6. 総代会での決定  
理事は総代会において役員選任議案の内容を説明し、総代会における役員選任議案の採決は候補者全員を一括して行う。

以上

2026年3月30日  
香川医療生活協同組合  
理事長 北原 孝夫